

令和 7 年 5 月 1 9 日
相 模 原 市 発 表 資 料

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

「職員の欠勤」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた職員	健康福祉局 生活福祉部 国保年金課主事(48歳)
事 案 の 概 要	当該職員は、令和6年2月20日(火)、当時の所属において、上司から業務に係る指摘を受けたことで当該上司等と口論となり、当該上司等の制止を振り切った上で帰宅し、当該上司等に対する抗議と主張して同日から令和6年3月1日(金)までの間、7日と7時間30分の無断欠勤をした。 また、令和6年10月24日(木)までの間に年次休暇を全て消化し、同日から令和7年3月末までにおいて、おおむね週に1日又は2日の頻度で計31日と3時間45分の欠勤をした。当該職員は、その理由について体調不良によるものと述べているが、上司等からの再三の指導に反して、休暇制度等の利用に必要な手続を行わなかった。 さらに、これらの欠勤の事実、理由、弁明の有無等について、再三にわたり、人事部門から聴取の実施を呼びかけるも、正当な理由なくこれに応じなかった。
処 分 の 内 容	停職3か月
処 分 年 月 日	令和7年5月19日

問合せ先
人事・給与課
直通電話 042-769-8213
対応責任者 大塚